

# K1-C

## 使い捨て式防じんマスク

国家検定合格472号

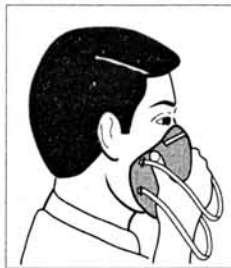
### ●使用の範囲

・このマスクは粉じんの発生する場所で使用する粉じんマスクです。  
 ・有毒なガス・蒸気のある場所及び酸素濃度18%未満の場所では使用できません。

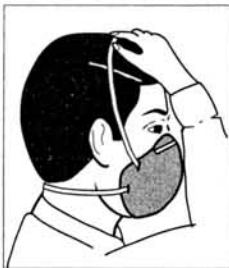
### ●主な性能

項目	数値	唇の幅	鼻根おとがい距離			
粉じん捕集効率	99.0%以上	3.5cm以上 4.5cm未満	10.5cm以上11.5cm未満 11.5cm以上12.5cm未満	5.20% 7.10%		
吸気抵抗	34.0Pa以下				12.5cm以上13.5cm未満	6.90%
排気抵抗	34.0Pa以下	4.5cm以上 5.5cm未満	10.5cm以上11.5cm未満 11.5cm以上12.5cm未満 12.5cm以上13.5cm未満	8.20% 7.40% 8.82%		
吸気抵抗上昇値	78.0Pa以下				13.5cm以上14.5cm未満	6.97%
ぬれ抵抗値	49.0Pa以下					
死積	84±4cm <sup>3</sup>	11.5cm以上12.5cm未満 12.5cm以上13.5cm未満	13.5cm以上14.5cm未満	9.20%		
重量	15.0g以下					
使用限度時間	12時間					

### ●マスクの着用方法



マスクの内側のスポンジを鼻にあて、マスクをしっかり顔につけます。



上側のひもを後頭部に、下側のひもを耳の下の首まわりにつけます。



両手でマスク全体を覆い、空気の漏れをチェックして、顔に密着するようにマスクの位置を調整します。



両手で鼻当て針金を鼻の形に合わせます。

### ●使い捨て式防じんマスクの選択、使用等にあたっての留意点

#### (1) 選択にあたっての留意点

このマスクは有害なガス、蒸気のある場所及び酸素濃度18%未満の場所では使用できません。使い捨て式防じんマスクの取扱説明書等に記載されている、漏れ率のデータを参考とし、着用者に合ったマスクを選択して下さい。このマスクが合わない場合は他の適合するマスクを使用して下さい。

#### (2) 使用にあたっての留意点

- 1) 使用にあたっては「マスクの着用方法」に示されたイラストや説明に従って、適正に装着して下さい。その際、タオルを当てた上から使い捨て式防じんマスクを着用しないで下さい。
- 2) 使い捨て式防じんマスクを使用するときは、その使用時間を把握して下さい。
- 3) 使い捨て式防じんマスクを使用するときは、その都度、次の項目について点検を行って下さい。
  - イ) ろ過材が濡れたり、収縮したり、破損したりしていないこと。
  - ロ) しめひもの弾性が保たれていること。
  - ハ) 目づまりによって作業に支障をきたすような息苦しさがないこと。
  - ニ) 使用限度時間に達しないこと。
  - ホ) 著しい型くずれが見られないこと。
- 4) 活性炭入りフィルターを使用していますので、悪臭に対しては効果ありますが、防毒マスクではありません。従って、労働安全衛生法関連規則(有機則等)に規則がある場合は使用できません。

#### (3) 保管又は廃棄にあたっての留意点

- 1) 未使用の使い捨て式防じんマスクは乾燥した状態となるべく冷暗所にほこりなどの異物が付着しないような状態で保管して下さい。
- 2) 次のいずれかに該当する場合には、使い捨て式防じんマスクを廃棄して下さい。
  - イ) 当該マスクに表示されている使用限度時間に達した場合。
  - ロ) 使用限度内であっても、収縮、破損若しくは著しい型くずれを生じた場合又は目づまりによって作業に支障をきたすような息苦しさ認められた場合。特に、使い捨て式防じんマスクは、ろ過材と面体とが一体となっているため、吸気、発汗、環境中の水蒸気又は繰り返し着用したり、外したりすること等が原因で型くずれするおそれがあるので、このような状態が認められた場合には破棄して下さい。
- 3) 使用済みの使い捨て式防じんマスクの破棄にあたっては、ろ過材に付着した粉じんが再飛散しないように袋等に詰めした後、廃棄して下さい。
- 4) 洗濯しての再使用はしないで下さい。

### ●粉じん障害防止規則の趣旨及び構すべき措置

粉じん障害防止規則の第1条には、「事業者は、粉じんさらされる労働者の健康障害を防止するための、設備、作業工程又は作業方法の改善、作業環境の設備等必要な措置を講じるように努めなければならない。」とその趣旨が述べられています。

粉じん作業を行う場合には、粉じん発散源について局所排気装置を設置する等の設備的な対策を講じること、有効な呼吸用保護具(防じんマスクにあっては、国家検定品)を作業者に使用させることが必要です。

製造元 **クラレリビング株式会社**

販売元 **株式会社クラレ 生活資材事業部**

クラフレックス第二部 〒530-8611 大阪市北区梅田1-12-39 /TEL(06)-6348-2392  
 クラフレックス第二部 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-6 /TEL(03)-3277-3214

# K1

## 使い捨て式防じんマスク

国家検定合格471号

### ●使用の範囲

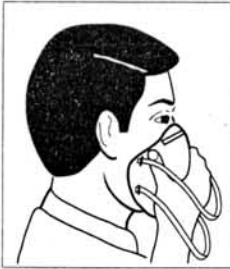
- ・このマスクは粉じんの発生する場所で使用する粉じんマスクです。
- ・有毒なガス・蒸気のある場所及び酸素濃度18%未満の場所では使用できません。

### ●主な性能

項目	数値
粉じん捕集効率	98.0%以上
吸気抵抗	34.0Pa以下
排気抵抗	34.0Pa以下
吸気抵抗上昇値	78.0Pa以下
ぬれ抵抗値	49.0Pa以下
死積	84±4cm <sup>3</sup>
重量	13.0g以下
使用限度時間	12時間

	唇の幅	鼻根おとがい距離	
漏れ率	3.5cm以上	10.5cm以上11.5cm未満	7.50%
		11.5cm以上12.5cm未満	6.20%
	4.5cm未満	12.5cm以上13.5cm未満	8.30%
		10.5cm以上11.5cm未満	9.10%
	4.5cm以上	11.5cm以上12.5cm未満	8.25%
		12.5cm以上13.5cm未満	7.15%
	5.5cm未満	13.5cm以上14.5cm未満	5.10%
		5.5cm以上	11.5cm以上12.5cm未満
6.5cm未満	12.5cm以上13.5cm未満		9.05%
		13.5cm以上14.5cm未満	7.30%

### ●マスクの着用方法



マスクの内側のスポンジを鼻にあて、マスクをしっかりとは顔につけます。



上側のみを後頭部に、下側のみを耳の下の首まわりにかけます。



両手でマスク全体を覆い、空気の漏れをチェックして、顔に密着するようにマスクの位置を調整します。



両手で鼻当て針金を鼻の形に合わせます。

### ●使い捨て式防じんマスクの選択、使用等にあたっての留意点

#### (1) 選択にあたっての留意点

このマスクは有害なガス、蒸気のある場所及び酸素濃度18%未満の場所では使用できません。使い捨て式防じんマスクの取扱説明書等に記載されている、漏れ率のデータを参考とし、着用者に合ったマスクを選択して下さい。このマスクが合わない場合は他の適合するマスクを使用して下さい。

#### (2) 使用にあたっての留意点

- 1) 使用にあたっては「マスクの着用方法」に示されたイラストや説明に従って、適正に装着して下さい。その際、タオルを当てた上から使い捨て式防じんマスクを着用しないで下さい。
- 2) 使い捨て式防じんマスクを使用するときは、その使用時間を把握して下さい。
- 3) 使い捨て式防じんマスクを使用するときは、その都度、次の項目について点検を行って下さい。
  - イ) ろ過材が漏れたり、収縮したり、破損したりしていないこと。
  - ロ) しめひもの弾性が保たれていること。
  - ハ) 目づまりによって作業に支障をきたすような息苦しさがないこと。
  - ニ) 使用限度時間に達しないこと。
  - ホ) 著しい型くずれが見られないこと。

#### (3) 保管又は廃棄にあたっての留意点

- 1) 未使用の使い捨て式防じんマスクは乾燥した状態であるべく冷暗所にほこりなどの異物が付着しないような状態で保管して下さい。
- 2) 次のいずれかに該当する場合には、使い捨て式防じんマスクを廃棄して下さい。
  - イ) 当該マスクに表示されている使用制限度時間に達した場合。
  - ロ) 使用制限度内であっても、収縮、破損若しくは著しい型くずれを生じた場合又は目づまりによって作業に支障をきたすような息苦しさ認められた場合。特に、使い捨て式防じんマスクは、ろ過材と面体とが一体となっているため、吸気、発汗、環境中の水蒸気又は繰り返し着用したり、外したりすること等が原因で型くずれするおそれがあるので、このような状態が認められた場合には破棄して下さい。
- 3) 使用済みの使い捨て式防じんマスクの破棄にあたっては、ろ過材に付着した粉じんが再飛散しないように袋等に詰めした後、廃棄して下さい。
- 4) 洗濯しての再使用はしないで下さい。

### ●粉じん障害防止規則の趣旨及び構すべき措置

粉じん障害防止規則の第1条には、「事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するための、設備、作業工程又は作業法方の改善、作業環境の設備等必要な措置を講じるように努めなければならない。」とその趣旨が述べられています。

粉じん作業を行う場合には、粉じん発散源について局所排気装置を設置する等の設備的な対策を講じること、有効な呼吸用保護具(防じんマスクにあっては、国家検定品)を作業者に使用させることが必要です。

製造元 **クラレリビング株式会社**

発売元 **株式会社クラレ** 生活資材事業部

クラフレックス第二部 〒530-8611 大阪市北区梅田1-12-39 / TEL(06)-6348-2392

クラフレックス第二部 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-6 / TEL(03)-3277-3214

# 取扱説明書

ご使用になる前に必ずお読み下さい。

## K1-V 使い捨て式防じんマスク 国家検定合格473号

### ●使用の範囲

・このマスクは粉じんの発生する場所で使用する粉じんマスクです。  
・有毒なガス・蒸気のある場所及び酸素濃度18%未満の場所では使用できません。

### ●主な性能

項目	数値	唇の幅	鼻根おとがい距離	
粉じん捕集効率	98.0%以上	3.5cm以上	10.5cm以上11.5cm未満	6.50%
吸気抵抗	49.0Pa以下		11.5cm以上12.5cm未満	5.21%
排気抵抗	24.5Pa以下	4.5cm未満	12.5cm以上13.5cm未満	5.30%
吸気抵抗上昇値	88.0Pa以下	漏れ率	10.5cm以上11.5cm未満	7.23%
ぬれ抵抗値	49.0Pa以下		11.5cm以上12.5cm未満	7.25%
死積	95±4cm <sup>3</sup>		12.5cm以上13.5cm未満	6.71%
重量	17.0g以下	5.5cm未満	13.5cm以上14.5cm未満	6.80%
使用限度時間	12時間	5.5cm以上	11.5cm以上12.5cm未満	7.08%
		6.5cm未満	12.5cm以上13.5cm未満	6.95%
			13.5cm以上14.5cm未満	6.08%

### ●マスクの着用方法



マスクの内側のスポンジを鼻にあて、マスクをしっかり顔につけます。

上側のひもを後頭部に、下側のひもを耳の下の首まわりにかかけます。

両手でマスク全体を覆い、空気の漏れをチェックして、顔に密着するようにマスクの位置を調整します。

両手で鼻当て針金を鼻の形に合わせます。

### ●使い捨て式防じんマスクの選択、使用等にあたっての留意点

#### (1) 選択にあたっての留意点

このマスクは有害なガス、蒸気のある場所及び酸素濃度18%未満の場所では使用できません。使い捨て式防じんマスクの取扱説明書等に記載されている、漏れ率のデータを参考とし、着用者に合ったマスクを選択して下さい。このマスクが合わない場合は他の適合するマスクを使用して下さい。

#### (2) 使用にあたっての留意点

- 1) 使用にあたっては「マスクの着用方法」に示されたイラストや説明に従って、適正に装着して下さい。その際、タオルを当てた上から使い捨て式防じんマスクを着用しないで下さい。
- 2) 使い捨て式防じんマスクを使用するときは、その使用時間を把握して下さい。
- 3) 使い捨て式防じんマスクを使用するときは、その都度、次の項目について点検を行って下さい。
  - イ) ろ過材が濡れたり、収縮したり、破損したりしていないこと。
  - ロ) しめひもの弾性が保たれていること。
  - ハ) 目づまりによって作業に支障をきたすような息苦しさがないこと。
  - ニ) 使用限度時間に達しないこと。
  - ホ) 著しい型くずれが見られないこと。
  - ヘ) 排気弁に穴、亀裂等がないこと。

#### (3) 保管又は廃棄にあたっての留意点

- 1) 未使用の使い捨て式防じんマスクは乾燥した状態であるべく冷暗所にほこりなどの異物が付着しないような状態で保管して下さい。
- 2) 次のいずれかに該当する場合には、使い捨て式防じんマスクを廃棄して下さい。
  - イ) 当該マスクに表示されている使用制限時間時間に達した場合。
  - ロ) 使用制限時間内であっても、収縮、破損若しくは著しい型くずれを生じた場合又は目づまりによって作業に支障をきたすような息苦しさ認められた場合。特に、使い捨て式防じんマスクは、ろ過材と面体が一体となっているため、吸気、発汗、環境中の水蒸気又は繰り返し着用したり、外したりすること等が原因で型くずれするおそれがあるので、このような状態が認められた場合には破棄して下さい。
- 3) 使用済みの使い捨て式防じんマスクの破棄にあたっては、ろ過材に付着した粉じんが再飛散しないように袋等に詰めた後、廃棄して下さい。
- 4) 洗濯しての再使用はしないで下さい。

### ●粉じん障害防止規則の趣旨及び構すべき措置

粉じん障害防止規則の第1条には、「事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するための、設備、作業工程又は作業方法の改善、作業環境の設備等必要な措置を講じるように努めなければならない。」とその趣旨が述べられています。

粉じん作業を行う場合には、粉じん発散源について局所排気装置を設置する等の設備的な対策を講じること、有効な呼吸用保護具（防じんマスクにあっては、国家検定品）を作業者に使用させることが必要です。

製造元 **クラレリビング株式会社**

発売元 **株式会社クラレ 生活資材事業部**

クラフレックス第二部 〒530-8611 大阪市北区梅田1-12-39 / TEL(06)-6348-2392  
クラフレックス第二部 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-6 / TEL(03)-3277-3214

## K1-CV

## 使い捨て式防じんマスク

国家検定合格474号

## ●使用の範囲

- ・このマスクは粉じんの発生する場所で使用する粉じんマスクです。
- ・有毒なガス・蒸気のある場所及び酸素濃度18%未満の場所では使用できません。

## ●主な性能

項目	数値	唇の幅	鼻根おとがい距離	
粉じん捕集効率	98.0%以上	3.5cm以上 4.5cm未満	10.5cm以上11.5cm未満	7.75%
吸気抵抗	49.0Pa以下		11.5cm以上12.5cm未満	6.21%
排気抵抗	24.5Pa以下	4.5cm以上 5.5cm未満	12.5cm以上13.5cm未満	7.52%
吸気抵抗上昇値	88.0Pa以下		10.5cm以上11.5cm未満	7.21%
ぬれ抵抗値	49.0Pa以下	5.5cm以上 6.5cm未満	11.5cm以上12.5cm未満	6.88%
死積	95±4cm <sup>3</sup>		12.5cm以上13.5cm未満	7.21%
重量	19.0g以下	6.5cm未満	13.5cm以上14.5cm未満	6.94%
使用限度時間	12時間		11.5cm以上12.5cm未満	6.23%
			12.5cm以上13.5cm未満	7.58%
			13.5cm以上14.5cm未満	5.21%

## ●マスクの着用方法



マスクの内側のスポンジを鼻にあて、マスクをしっかり顔につけます。

上側のひもを後頭部に、下側のひもを耳の下の首まわりにかけます。

両手でマスク全体を覆い、空気の漏れをチェックして、顔に密着するようにマスクの位置を調整します。

両手で鼻当て針金を鼻の形に合わせます。

## ●使い捨て式防じんマスクの選択、使用等にあたっての留意点

## (1) 選択にあたっての留意点

このマスクは有害なガス、蒸気のある場所及び酸素濃度18%未満の場所では使用できません。使い捨て式防じんマスクの取扱い説明書等に記載されている、漏れ率のデータを参考とし、着用者に合ったマスクを選択して下さい。このマスクが合わない場合は他の適合するマスクを使用して下さい。

## (2) 使用にあたっての留意点

- 1) 使用にあたっては「マスクの着用方法」に示されたイラストや説明に従って、適正に装着して下さい。その際、タオルを当てた上から使い捨て式防じんマスクを着用しないで下さい。
  - 2) 使い捨て式防じんマスクを使用するときは、その都度、次の項目について点検を行って下さい。
    - イ) ろ過材が濡れたり、収縮したり、破損したりしていないこと。
    - ロ) しめひもの弾性が保たれていること。
    - ハ) 目づまりによって作業に支障をきたすような息苦しさがないこと。
    - ニ) 使用限度時間に達しないこと。
    - ホ) 著しい型くずれが見られないこと。
    - ヘ) 排気弁に穴、亀裂等がないこと。
  - 4) 活性炭入りフィルターを使用していますので、悪臭に対しては効果ありますが、防毒マスクではありません。従って、労働安全衛生法関連規則(有機則等)に規則がある場合は使用できません。
- (3) 保管又は廃棄にあたっての留意点
- 1) 未使用の使い捨て式防じんマスクは乾燥した状態であるべく冷暗所にほこりなどの異物が付着しないような状態で保管して下さい。
  - 2) 次のいずれかに該当する場合には、使い捨て式防じんマスクを廃棄して下さい。
    - イ) 当該マスクに表示されている使用限度時間に達した場合。
    - ロ) 使用限度内であっても、収縮、破損若しくは著しい型くずれを生じた場合又は目づまりによって作業に支障をきたすような息苦しさ認められた場合。特に、使い捨て式防じんマスクは、ろ過材と面体とが一体となっているため、吸気、発汗、環境中の水蒸気又は繰り返し着用したり、外したりすること等が原因で型くずれするおそれがあるので、このような状態が認められた場合には破棄して下さい。
  - 3) 使用済みの使い捨て式防じんマスクの破棄にあたっては、ろ過材に付着した粉じんが再飛散しないように袋等に詰めた後、廃棄して下さい。
  - 4) 洗濯しての再使用はしないで下さい。

## ●粉じん障害防止規則の趣旨及び構すべき措置

粉じん障害防止規則の第1条には、「事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するための、設備、作業工程又は作業方法の改善、作業環境の設備等必要な措置を講じるように努めなければならない。」とその趣旨が述べられています。

粉じん作業を行う場合には、粉じん発散源について局所排気装置を設置する等の設備的な対策を講じること、有効な呼吸用保護具(防じんマスクにあつては、国家検定品)を作業者に使用させることが必要です。

製造元 クラレリビング株式会社

発売元 株式会社クラレ 生活資材事業部

クラフレックス第二部 〒530-8611 大阪市北区梅田1-12-39/TEL(06)-6348-2392  
 クラフレックス第二部 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-6/TEL(03)-3277-3214